

アワビ・ナマコ

を取り扱う事業者のみなさま



届出

出していますか？



- 届出をしないで譲渡し等を行った場合
→ **50万円以下の罰金**
- 変更の届出をしなかった場合
- 虚偽の変更届を出した場合
→ **30万円以下の罰金** 等

届出をしないと
このような
罰則が
科せられます。



制度の目的・概要を理解し、安心して購入・販売いただけるように

水産流通適正化法

※令和4年(2022年)12月～

制度の目的

国内で違法に採捕された水産動植物の流通を防ぐため、特定の水産動植物について取扱事業者間で情報の伝達や取引記録を作成・保存など対処する方法を考ることによって流通の適正化を通じ、違法な漁業の抑止と水産資源の持続的利用に役立て漁業及びその関連産業の健全な発展に役立てる。

制度の概要

(特定第一種水産動植物等関係)

特定第一種水産物(アワビ・ナマコ)について、関係事業者ごとに下記のことが義務付けられます。

※令和7年(2025年)12月1日からシラスウナギにも適用されます



採捕事業者 (漁業者・漁協等)

- ① 届出番号の取得
- ② 漁獲番号等の伝達
- ③ 取引記録の作成・保存(3年間)

取扱事業者 (加工・流通事業者等)

- ① 事業者割振り番号取得
- ② 漁獲番号
又は荷口番号等の伝達
- ③ 取引記録の作成・保存(3年間)

小売販売事業者

(消費者に販売する小売事業者
・飲食店・宿泊事業者等)

- ① 取引記録の作成・保存(3年間)

※専ら消費者に販売する小売事業者、飲食店については、行政への届出義務や消費者への伝達義務はありません。

●問合せ先

水産流通適正化法に係る周知・普及啓発資料(水産庁HP)

水産流通 普及啓発



熊本県 農林水産部 水産局 水産振興課

熊本県 流適法

